

第56回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和3年11月24日(水) 16:00~16:28

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第56回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。本日の手話通訳者は、亀田郁さんと、障害福祉課 山上美紀さんのお二方です。

はじめに、危機対策本部の対応状況につきまして、統括調整部長より説明いたします。

○橋本統括調整部長

資料1を御覧ください。本日の本部会議の開催趣旨ですが、政府が基本的対処方針を変更いたしました。これに伴いまして、新型コロナウイルス感染症に関する県の対処方針の変更を行うということが開催趣旨となります。感染症の状況等については、このあと健康福祉部から説明がございます。

なお、各部の対応状況ですが、先日の第55回本部会議の内容と同様でございますので、添付は省略させていただいております。資料1については以上です。

○坂本危機管理局次長

感染症の状況等につきまして、健康福祉部からお願いいたします。

○奈須下健康福祉部長

資料2に基づいて、新型コロナウイルス感染症の現在の状況について御報告いたします。資料は昨日11月23日16時30分現在となっておりますが、本日の時点でも新規陽性の判明分はありませんので、11月13日から12日連続で新規陽性者はなしということになっております。また、1の感染者の状況において、「入院者」、「宿泊療養者」、「自宅療養者」ともにゼロという状況になっております。現時点では、県内では感染が確認されていないという状況になっております。以上です。

○坂本危機管理局次長

次に、青森県対処方針の変更等につきまして、統括調整部より説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは、まず資料3、県の対処方針(11月24日変更)について、概要を御説明いたします。

まず、現在の状況ですが、ここの部分については、従前の対処方針から大きく変更してございます。基本的には、国が対処方針を変更しておりまして、その国の対処方針における7月からの感染拡大が収束してからの状況について、主に記載しております。大きい点としては、1段落目、次の感染拡大に備えて、最悪の事態を想定した対応を行うこととされたこと、2段落目、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図ることとされたこと、これらを踏まえて、本県においても感染防止対策の徹底等を図りながら、日常生活を取り戻せるよう取り組んでいく必要があるという内容でございます。

次に、基本目標について、変更はございません。重点対策についても、国の表記と合わせた部分はありますが、内容についての変更はございません。

全般的な方針につきましては、国の対処方針を踏まえて整理しておりまして、1つ目と2つ目は医療提供体制の関係で、国の対処方針を踏まえて体制の整備や確保について記載してございます。それから4つ目、「感染拡大を防止するため、基本的な感染防止対策の徹底

を図る」という記載にしております。これはいろいろとガイドライン等が出てきておりまして、今後、例えば、まん延防止等重点措置等がされた場合などは新たなワクチン・検査パッケージの適用等、様々出てまいりますので、ここでは「基本的な感染防止対策の徹底を図る」ということでまとめております。その下が先ほどの「1 現在の状況」にもありました「感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図る」としており、この点は今後パッケージの話が出てくる部分と関連してくることになると思います。その後ですが、「感染の拡大が認められる場合には、国と密接に連携しながら、速やかに効果的な感染対策等を講じる」ということとしております。

それ以降について、(1)、(2)、(3)については基本的に対策実施に関する重要事項の大きい変更はございませんが、アンダーラインを引いている(3)に新たに「検査」というのを加えておりまして、「日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げするため、ワクチン接種や検査による確認を促進する」としており、これは国が新たな検査といったものを発表しており、今後、国でも予算措置等が出てくるようですが、こういった部分についてもここに入れていくということです。そういった点を踏まえて、「(4)まん延防止」についても内容を整理しております。先ほど言いましたように、いろいろなガイドラインなどがありますので、ここでは「基本的な感染対策」を徹底するという、それから「感染リスクが高まる行動を控える」という、大きくくくった書き方をしております。それから、国の対処方針を踏まえて、「感染の状況等を継続的に監視し、その変化を踏まえ」情報提供や警戒を呼びかけること、「感染状況や医療提供体制への負荷の状況等を踏まえ」必要な対策を講じるといったこと等を改めて整理した上で記載しております。

次の3ページにありますように、「事業者における業種別ガイドラインの遵守徹底を図ること、それからイベント等についても国から示されておりますので、その部分についても「イベント等に係る感染拡大リスクを抑制するとともに、感染防止対策を徹底する」という書き方をしたというものでございます。なお、(5)以降につきましては、基本的に大きな変更点はなく、字句を修正したり、項番を書き換えたりしているという内容となっておりますので、御参照いただければと思います。

それから、最後5ページ、協力要請の内容という部分についてですけれども、この部分につきましても、国の対処方針を踏まえて記載を変えております。先ほど申し上げましたように、「外出・移動」のところで、「基本的な感染防止対策の徹底」という書き方で記載しているということ、それから「催物（イベント等）の開催」については、新たな考え方が示されましたので、「別に定める人数上限や収容率に沿った内容とする」、「業種別ガイドラインを遵守するようお願いいたします」という書き方をしており、これは後ほど別資料で御説明いたします。

このような形で、協力要請の内容についても国の対処方針を踏まえて変更したというものでございます。

次に、資料4ですが、先ほど申し上げました「イベント開催制限の考え方について」です。これについては、11月25日から適用するというように考えております。めくっていただきますと、「イベント開催制限の考え方について」とございまして、次のページ以降には国が示している感染防止安全計画の概要やその項目ごとの基本的な感染対策の内容が添付されておりますが、こちらは後ほど御覧いただくこととして、1枚目で簡単に御説明いたします。

今申し上げましたように、11月25日からイベント開催制限に係る目安については下の表のとおりといたします。感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合は、人数上限等の制限が一定程度緩和されることとなります。イベントを開催する場合は、この後についております別紙2にある「必要な感染防止策」を徹底していただくこととなります。若干補足しますが、感染防止安全計画の策定につきましては、そこに注1と書いており、下の表外を見ていただければ分かるのですが、参加人数が5千人超かつ収容率50%超のイベントに適用するというものでございます。こういったイベントを実施する場合には、感

染防止安全計画を策定していただきますと、現在の青森県がその状況ですが、まん延防止等重点措置とか緊急事態措置以外の場合は、人数上限が収容定員まで、収容率が100%になる、ということです。これを策定しない場合は、右側の方で5千人又は収容定員50%のいずれか大きい方で、収容率は大声なしだと100%、大声ありだと50%という内容になるということです。これは実施する事業者の判断になってくるかと思えます。

なお、感染防止安全計画策定の場合は収容率100%となっておりますが、注2を御覧いただくと、感染防止安全計画を策定するイベントは基本的に大声なしの担保が前提になっていきますので、100%のみになってございます。以下、仮に本県がまん延防止等重点措置の区域になったり、緊急事態措置の区域になったりした場合は、ワクチン・検査パッケージ制度の適用によって、以下のような人数上限の緩和等がなされるということになりますが、現時点では、本県は対象にならず、一番上の部分になるということになります。

なお、欄外の※1を御覧いただきたいのですが、イベントの主催者等については、参加人数が5千人超かどうかを問わず、開催時に必要となる感染防止対策への対応状況について、後ほど別途県で公表する予定ですが、チェックリストがありまして、それに基づいてしっかり感染防止対策をやっているということをチェックしていただいて、それを後ほどホームページ等で公表していただくという内容となっておりますので、参加人数が5千人超かどうかを問わず感染防止対策をしっかりやいただくことがベースになっているということです。

なお、今回の対応を踏まえて、これまで全国的な移動を伴うイベントや千人超のイベントは事前相談を要することになっていましたが、この事前相談については、25日以降は要しないという内容に切り替わっていくこととなります。イベント開催制限の考え方については以上とさせていただきます。

資料5は、こうした制限の考え方を踏まえた「県主催イベント・行事等の開催の考え方について」です。11月25日から以下のとおりといたします。

基本的な考え方は、先ほどの考え方を踏まえて、基本的な感染防止対策を徹底していただくということです。これは先ほど、チェックリストでチェックするといったことと同じように、基本的な感染防止対策を徹底していただくことがまず1つです。

人数上限、収容率、必要な感染防止対策は、先ほどの「イベント開催制限の考え方について」によっていただくということで、県が主催するイベントに関しては、現時点では感染状況が落ち着いておりますが、今後の感染状況によっては様々な対応の切り替えが必要になるかと思えますので、そういった状況に応じて、県でイベントをする際に、例えば、感染者が増えた場合はオンラインにするとか、様々なオプションをあらかじめ織り込むことも十分考えておいていただくということです。県のイベントに関することですので、こういったことは各部局でも想定しておいていただきたいというものでございます。

留意事項については、先ほどの様々な考え方やチェックする内容といったものを踏まえていただくこととなりますが、イベントの内容も様々かと思えます。例えば、一方的に講演を聞くようなものもあるでしょうし、対面で様々なやり取りをするようなイベントもあるかと思えますので、その状況に応じて、基本的な感染防止対策についてもいろいろ変わってくるかと思えます。例えば、パーティションを置く必要があるという場合もあるでしょうし、そういったことについては、その行事の内容や参加者の状況を踏まえて、規模や距離などを考えていただきたいということ。それから、会場の形態なども踏まえて感染防止対策を追加で実施することも考えられるかと思えます。例えば、換気の関係で頻りに窓を開けるとか扉を開けるとかいろいろな工夫も必要になる場合もあるかと思えますが、1個1個網羅しては書けませんので、それぞれの状況を見てお考えいただきたいということ。それから3つ目は、発熱とか風邪のような症状が見られる方は参加を自粛していただくようにあらかじめお願いする、またそれをチェックするといったことを基本的にしていただいた方がよろしいのではないかとということで、留意事項とさせていただきます。

また、今後感染状況が変われば、こちらについても逐次見直していきますが、現時点ではこのような内容とさせていただきます。

以上、資料3、4、5についての説明とさせていただきます。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明に関しまして、質問等ございますでしょうか。よろしいですね。それでは、本部長から指示事項とメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まず、指示事項であります。

関係部長から説明があったとおり、新型コロナウイルス感染症に関して、政府の基本的対処方針が変更されたことから、本日、県の対処方針を変更いたします。

しかしながら、引き続き、県民の皆様方に基本的な感染防止対策を継続していただき、事業者の方々にも業種別ガイドライン等を遵守していただくという基本部分は変わりませんので、各部にあっては、それぞれの取組を進めるに当たって、引き続き、徹底した感染防止対策を講じるようお願いいたします。

また、政府からは、イベント開催制限の見直しのほか、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の適用等があった場合に、人流や人との接触機会を削減するための感染防止対策を講じるとともに、飲食店の第三者認証制度やワクチン・検査パッケージ制度等を活用し、感染リスクを引き下げながら、日常生活や経済社会活動を継続することなどが示されたところです。

加えて、政府において「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が決定され、厳しい環境にある事業者や生活者の支援、経済社会活動の再開に向けた取組などが盛り込まれたところです。

県としても、これらを踏まえながら、引き続き、感染防止対策と、県内経済の早期回復につながる経済社会活動との両立を図っていく必要があります。各部にあっては、速やかに情報収集を行い、必要な対策の検討・実施や体制整備について時機を逸することがないようにしっかりと進めてください。

年末が近くなり、会食などの機会が増えることが予想されることから、職場のみならず、会食時等においても、感染リスクが高まらないよう、しっかりと感染防止対策をそれぞれ実施するようお願いいたします。

以上、引き続き、緊張感を持ちながら、各部の持てる力を結集し、全庁体制で取り組むよう指示します。

続いて、県民の皆様方に、お話をさせていただきます。

政府においては、今後、新型コロナウイルス感染症対策と日常生活を両立させることを基本として政策を展開していくという考え方の下、基本的対処方針を変更いたしました。

この中では、引き続き、個人に基本的な感染防止対策の徹底を求めることとした上で、緊急事態措置等の適用があった場合には、人流や人との接触機会を削減するための感染防止対策を講じることとなりました。それとともに、飲食店の第三者認証制度やワクチン・検査パッケージ制度等を活用し、感染リスクを引き下げながら、日常生活や経済社会活動を継続することなどが示されたところです。要するに、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の適用等がない場合には、基本的な感染防止対策を徹底した上で、日常生活を送りましょうという方針が政府から示されたわけです。

したがって、このことを踏まえ、青森県としても、本日、県の対処方針を変更いたしました。

まず、今後も変わらない部分としては、いつもお願いしていることではありますが、ワクチン接種を終えた方も含め、あらゆる場面で、マスクの適切な着用、人との距離の確保、手洗

いや手指消毒、こまめな換気など、基本的な感染防止対策について、しっかりと継続をお願いします。

その上で、現在のように感染が落ち着いている場合でも、感染リスクが高まらないよう、感染防止対策がしっかりと講じられている飲食店等で、食事中以外のマスク着用など、基本的なことを各自徹底していただきながら、経済社会活動との両立に向けて歩みを進めていくことになりました。

なお、今後は、感染拡大の傾向がみられる場合等においては、県から、同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避けるなどの要請を行うということをあらかじめ申し添えさせていただきます。

各事業者等の方々におかれては、引き続き、感染拡大を防止するために、業種別ガイドライン等を遵守していただきたいということと、いつも申し上げておりますが、体調が悪い方は休ませるなど従業員等の方々の健康管理の徹底をお願いします。

イベントの開催制限については、参加人数が5千人を超える場合に、感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けたものは、観客等の大声がない前提で人数上限を収容定員までとするものであります。実質、県内で参加人数が5千人を超えるというケースはあまりないとは思いますが、国の方針としてそのようになりました。

また、参加人数が5千人以下の場合や5千人を超えてもこれまでの人数制限で開催する場合、感染防止安全計画の策定は不要ですが、主催者等におかれては、引き続き、想定される感染リスクを踏まえ、事前に必要な対策を講じた上で、感染防止策チェックリストを作成し、ホームページ等で公表する必要があります。イベント開催を検討される方々におかれましては、こういった点に御注意いただきたいと思っております。

なお、国が新たに定めたワクチン・検査パッケージ制度については、感染拡大の傾向等がみられ、行動制限がかかった場合における活用が基本となります。県としても、今後、そういった場合に備えての必要な体制整備等を進めてまいります。

したがって、国が定めたワクチン・検査パッケージ制度の活用は、現状においては無いものと御理解いただきたいと思っております。ただ、県としては感染拡大に備えての体制整備等をしっかりと進めてまいります。

今日も、新規感染症患者、入院患者、在宅やホテルでの療養者もゼロとなっておりますが、県民の皆様方に御協力いただいて、ここまでコロナ対策を進めることができました。本当に感謝しております。

そして、国からは大幅な制限緩和という方向性が示されてきたわけですが、お互いに基本的な感染防止対策、マスク、間隔を空ける、手指消毒、手洗い、そして換気につきましては、これからもお願いしたいと思っておりますし、また、各事業者の皆様方におかれましては、それぞれの業種別ガイドラインに沿った取組をお願いします。「喉元過ぎれば熱さを忘れる」ということわざがありますが、私どもとしてはまだ喉元にあるという思いであります。したがって、国として、また県としての対策のあり方が変わった部分もありますが、引き続き、それぞれに御注意いただき、これからの年末に向かっていただきたいと思っております。

今後、3回目のワクチン接種など、様々な動きも出てまいります。一方で、依然として日本の様々な地域でクラスターの発生も見受けられており、私どももいつ、そのような状況になるかということもあり、引き続き、力を合わせて、基本的な感染防止対策を徹底していただきながら、それぞれに日常生活や経済社会活動を少しずつかつての状態に戻していける段階に入っていければと思っております。御協力よろしくお願いいたします。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の会議を終了といたします。ありがとうございました。